

## 4 参考資料

### (2) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会関連資料

#### イ 協議会条例

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

(平成4年12月21日条例第45号)

改正 平成12年3月28日条例第3号

改正 平成13年12月20日条例第48号

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第10条第2項の規定に基づき、兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は、知事及び知事が委嘱する次に掲げる者をもって充てる。

(1) 公安委員会の委員長

(2) 関係市町の長

(3) 関係地方行政機関の長

(4) 関係道路を管理する公共的機関の長

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事50人以内を置く。

- 2 幹事は、関係機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員及び専門委員を助ける。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第10号を次のように改める。

(10) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会  
別表第1 公害対策審議会の項の次に次のように加える。

自動車排出窒素酸化物総 量削減計画策定協議会	会 長	日 額	15,500円
	副 会 長	日 額	13,000円
	委 員	日 額	12,500円
	専 門 委 員	日 額	12,500円
	幹 事	日 額	8,100円

別表第2 公害対策審議会の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会の委員、専門委員及び幹事	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-----------------------------------	---------------------

附 則（平成12年3月28日条例第3号抄）  
（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第48号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日以後最初に開かれる兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会は、改正後の兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の規定にかかわらず、知事が招集する。  
（委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 協議会の名称を兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会に改める（第1条、別表第1及び別表第2関係）。